

固定資産税の減額措置

住宅の省エネ改修

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO₂排出量の削減を図るため、既存住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に翌年度の固定資産税を減額します。

対象

●**工事期間** 平成21年4月1日から平成22年3月31日の間に行われた改修工事

●**工事の要件** 次の①から④までの工事のうち、①を含む工事費用が30万円以上の工事を行った既存の住宅（賃貸住宅を除く。）

- ①窓の断熱改修工事（必須） ②床の断熱改修工事
③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事

減額内容

改修を行った住宅について、工事完了時の翌年度の当該家屋の固定資産税（120m²分までを限度）の3分の1が減額されます。

申請方法

減額を受けようとする対象住宅の所有者は、改修工事完了後3か月以内に必要書類を添付の上、申告書を提出してください。

必要書類

- ①建築士、指定確認検査機関又は登録性能評価機関による省エネ基準適合証明書等
②改修工事の費用が分かる書類（領収書等）

新築された長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で家屋を使用するための構造等を備えた優良な住宅の普及を促進するため、固定資産税の減額措置があります。

●対象

次の要件を満たす住宅が対象となります。

①行政庁から長期優良住宅として認定を受けた住宅

②平成22年3月31日までに新築された住宅

③併用住宅の場合は、居住部分の床面積が2分の1以上の住宅

④床面積が50m²以上240m²以下（賃貸共同住宅の場合は40m²以上280m²以下）の住宅

●**減額期間** ①一般住宅は新築後5年間②3階建て以上の中高層耐火住宅は新築後7年間

●**減額の範囲** 床面積が120m²以下の場合は固定資産税の2分の1、床面積が120m²を超え280m²以下の場合は120m²相当分の固定資産税を2分の1

申請方法

減額を受けようとする対象住宅の所有者は、平成22年1月31日までに必要書類を添付の上、申告書を提出してください。

●**必要書類** 認定通知書の写し

住宅のバリアフリー改修

高齢者が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備を促進し、高齢者等の居住の安定の早期確保を図るため、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に翌年度の固定資産税を減額します。

対象

●**工事期間** 平成21年4月1日から平成22年3月31日の間に行われた改修工事

●**居住者要件** 次のいずれかの方が居住する既存の住宅（賃貸住宅を除く。）

- ①65歳以上の方
②要介護認定または要支援認定を受けている方
③障害者の方

●**対象となる工事** 次の工事で、補助金等を除く自己負担額が30万円以上のもの

- ①廊下の拡幅②階段の勾配の緩和③浴室の改良④

便所の改良⑤手すりの取付け⑥床の段差の解消⑦引き戸への取替え⑧床表面の滑り止め化

減額内容

改修を行った住宅について、工事完了時の翌年度の当該家屋の固定資産税（100m²分までを限度）の3分の1が減額されます。

※バリアフリー改修と省エネ改修を同年に行った場合は、合わせて3分の2が減額されます。

●**申請方法** 省エネ改修と同様

必要書類

①居住者要件を証する書類（65歳以上の居住者の場合は住民票、要介護者または要支援者の場合は介護保険の被保険者証の写し、障害者の場合は障害者であることを証する書類の写し）②補助金等を受ける場合は給付決定を受けたことが確認できる書類③改修工事に係る明細書、改修工事実施箇所の写真及び領収書等もしくは対象となる改修工事が実施されたことを証する書類

12月から国民健康保険の被保険者証が変わります

市の国民健康保険に加入している方の被保険者証は、11月30日で有効期間が終了します。新しい被保険者証は、一般分が「若竹色」、退職者分が「白茶色」で、11月末までに郵送します。

なお、国民健康保険税が未納の世帯には別に通知します。

また、古い被保険者証は国民年金課又は各総合支所市民福祉課に返却してください。

※75歳以上の方は、国民健康保険制度から後期高齢者医療制度へ移行しています。

○簡易書留郵便で郵送します

大切な被保険者証を確実にお届けするため、世帯の全員分をまとめて簡易書留郵便で世帯主あてに郵送します。

(国民健康保険証は、平成19年12月1日から名刺サイズとなり「ひとり1枚」のカードに変わっています。お手元に届きましたら、記載内容等をご確認ください。)

○学生、施設入所者等の被保

険者証の発行について

大学・専門学校、施設入所等により市外へ転出し、親元等を離れて生活する方で、たつの市の国民健康保険に引き続き加入する方は申請が必要です。

〔申請に必要なもの〕

- ・被保険者証
- ・印鑑
- ・学生証の写し又は在学証明書(学生のみ)
- ・施設入所等の証明書(施設入所者のみ)

○国民健康保険税は、必ず納

期内に納めましょう

保険税は、国民健康保険を運営するための大切な財源です。国・県等からの補助と合わせて、医療費等の給付の費用にあてられます。保険税を滞納すると、国民健康保険制度の運営が困難になります。必ず、納期内に納めてください。

また、災害など特別な事情がないのに保険税を長い間納めないでいると、被保険者証に代わる「被保険者資格証明書」

が交付されます。この資格証明書は、医療機関にかかる際は、いったん全額負担となり、後日申請により一部負担金を除いた額が支払われます。

特別な事情により保険税の納付が困難なときは、お早めに税務課へご相談ください。

▼国民年金課 ☎64・3149、

新市民福祉課 ☎75・0253、

旧市民福祉課 ☎72・2523、

市市民福祉課 ☎322・1451

＼40歳～74歳のみなさまへ／

毎年受けましょう 特定健診



「コックン」

生活習慣病予防のために
特定健診・特定保健指導を積極的に活用し、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けましょう。
※市の実施する集団健診又は指定医療機関で受診できます！
(たつの市国民健康保険)

たつの市観光写真コンテスト 作品募集締め切り間近！

四季を通じて風景、イベント、人物、花、産業など様々な視点からたつの市の観光の魅力や感動を伝える写真を募集しています。

◎サイズ 4つ切カラー又はモノクロの単写真(ワイド4つ切可)

◎作品 5年以内にたつの市内で撮影したもので、観光PRになるもの。自作品で未発表のものに限ります。

◎応募締切 11月27日(金)

◎応募数 1人5点以内

◎応募方法 市役所、各総合

支所及び市内公共施設等に設置している応募用紙の受付票と作品票に必要事項を記入し、作品票を作品裏面に貼り付けの上、持参又は郵送にて商工

観光課へ提出してください。なお、応募作品は入選の有無にかかわらず返却できませんので、ご了承の上ご応募ください。

◎賞 推薦1点、特選6点、入選25点

▼商工観光課 ☎64・3156



平成20年度特選作品